

医療費相談室

☎045-313-2225

電話・面談受付時間

毎月第3水曜日

午後2時～5時

※面談も可（要予約）

（面談場所：神奈川県保険医協会会議室）

ご相談にあたって 面談予約・お問い合わせ先

神奈川県保険医協会 事務局
TEL:045-313-2111

* ご相談は無料です（ただし、通話料は相談者の負担となりますのでご了承ください）

* 相談内容等についての秘密は厳守いたします。

* 治療方法等医学的なご相談はお受けできません。また、医療費の融資は実施しておりませんので、ご了承ください。

神奈川県保険医協会

1963（昭和38）年の発足以来、患者さんが安心して医療を受けられる社会保障制度の確立と、医療保険制度の改善を目指して活動しています。現在、医科・歯科開業保険医約6,000名が会員として加入しています。

神奈川県保険医協会ホームページ
<http://iiiryu.com/>

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビルディング2階
（横浜駅西口・きた西口より徒歩5分）

発行元：神奈川県保険医協会

発行日：2016年11月



～福祉制度、活用していますか？～

医療費相談室のご案内

治療費や保険証のことでお悩みの方は、お気軽にお電話下さい。
福祉の専門家が親身にご相談に応じます。



主催

神奈川県保険医協会
（県下の開業医師・歯科医師6,000名の団体）

神奈川県医療ソーシャルワーカー協会
（県下の医療ソーシャルワーカー700名の団体）



「治療を続けたいけど、お金がないので今後が心配」、「保険証が無いので子どもが病気したら不安」。

給与の低下や非正規雇用の増加の影響で、治療費を窓口で払えない人が増えています。また、保険証がない世帯は県内で約2万3千世帯。

これらの救済のため、保険料の減額など、知られていない制度が多々あります。下記のようなことでお困りの方は是非お気軽にお電話下さい。ベテランの医療ソーシャルワーカー（福祉の専門家）が丁寧に対応いたします。

- ・ 医療費の支払いに悩んでいる
- ・ 保険証がない
- ・ 生活保護の手続きの仕方を知りたい
- ・ 介護保険の申請の仕方を知りたい
- ・ 医療・福祉制度のことを知りたい

くらしに役立つ制度

◇高額療養費制度

1つの医療機関で、1カ月に通院で支払った医療費が自己負担限度額（80,100円※収入により異なります）を超えた場合、申請すると超えた分のお金が戻ってくる制度です。

また、事前に申請し「限度額適用認定証」を入手しておけば、限度額以上負担する必要がなくなります。

※食事代、差額ベッド代、歯科の自由診療などは対象になりません。

◇高額介護サービス費制度

介護保険の利用料が一定額を超えた場合は、超えた分のお金が払い戻されます。高額療養費との合算制度もあります。

◇保険料が安くなる制度

国民健康保険料には、保険料が安くなる減免制度があり、これはご自分で申請する必要があります。対象は生活困窮世帯や所得減少世帯です。

医療ソーシャルワーカーとは…

医療費・生活費・社会復帰などの悩みや不安に対して、解決のお手伝いをしている専門家です。主に、病院などに勤務し、患者さんや利用されている方々とその家族の相談に応じ、援助を行っています。

※医療ソーシャルワーカーは、病院の相談室などにいます。詳しくは病院の窓口にお問い合わせください。



何故保険証がないの？

国保世帯は、保険料を1年間滞納すると保険証が交付されません。代わりに資格証明書が交付されますが、窓口では医療費が全額負担となります。